

受理年月日	令和元年10月17日	所管委員会	教育こども委員会
番 号	元 年 陳 情 第 1 1 号		
件 名	妊産婦医療費助成制度創設、及び福祉医療制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書議決について		
陳 情 者	博多区博多駅南一丁目2-3 福岡県保険医協会 会長 林 裕章		
分割送付	なし		
要 旨	<p>2018年12月8日の参議院本会議で、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律、いわゆる成育基本法が全会一致で成立しました。</p> <p>成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進すること」を目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。</p> <p>成育基本法を実現するためには、妊産婦が費用の心配なく医療を受けられるよう、妊産婦に対して、疾患や受診科目による制限のない妊産婦医療費助成制度を国が創設することが重要です。</p> <p>また、妊産婦医療費助成制度を初めとして、自治体が独自に現物給付で福祉医療制度を実施している場合には、国民健康保険国庫負担金の削減措置がとられています。就学前までの子ども医療費助成については、2018年4月から削減措置が廃止されましたが、就学前までの子ども医療費だけでなく、全ての福祉医療制度について、国民健康保険国庫負担金の削減措置を廃止すべきです。</p> <p>よって、以下の事項について、国に意見書を提出するよう陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 妊産婦医療費助成制度を創設すること。 2. 福祉医療制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の削減措置を廃止すること。 		

福岡市議会 議長 阿部真之助 殿

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、
「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」
を求める自治体意見書採択についての陳情書

【陳情の趣旨】

2018年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が全会一致で成立しました。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

成育基本法を実現するためには、妊産婦に対して疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」を国が創設することが重要です。

つきましては、妊産婦が費用の心配なく医療を受けられるよう、国への意見書提出をお願いいたします。

また、妊産婦医療費助成制度をはじめとして、自治体が独自に現物給付で福祉医療制度を実施している場合には、国保国庫負担金の削減措置が実施されています。

就学前までの子ども医療費助成については、2018年4月から削減措置が廃止されましたが、就学前までの子ども医療費だけでなく、全ての福祉医療制度について、国保国庫負担金の削減措置を廃止すべきです。

こうしたことから、「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書(例)をさせていただきます。

令和元年10月11日

【陳情代表者】

【住所】〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-3-8F

【団体名】福岡県保険医協会

【代表者氏名】会長 林 裕章

【連絡先】



「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書（例）

2018年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で採択された。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としている。

多くの自治体で旧「妊娠中毒症等療養援護」と同様の制度があるが、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」は13道県156市町村の実施にとどまっている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法6条で妊娠中又は出産後一年以内の女子と規定）について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

また、「妊産婦医療費助成制度」をはじめとした福祉医療費助成を現物給付で実施している自治体に対する国庫補助金の削減措置については直ちに廃止すべきである。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 一、疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。
- 一、福祉医療費助成を現物給付としている市町村に対する国民健康保険国庫補助金の削減措置については、これを全て廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年〇月〇日

〇〇議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣